

日本銀行 金融高度化セミナー

十八銀行のコーポレート・ガバナンス

平成27年8月10日



十八銀行のプロフィール 【単体】 平成27年3月末現在

本店所在地	長崎県長崎市銅座町1番11号
創 立	明治10年（西暦1877年）9月
資 本 金	244億円
預金（含む譲渡性）	2兆4,786億円
貸 出 金	1兆4,592億円
従業員数	1,428 人
店 舗 数	100か店（長崎県内89か店、長崎県外11か店）
1株当たり純資産	875円 80銭
1株当たり当期純利益	37円 61銭
格 付 (長期優先債務格付)	株式会社日本格付研究所「A」



目次

1. 機関設計（委員会設置会社の採用）

- (1) 委員会設置会社への移行 3
- (2) 移行目的 4
- (3) コーポレート・ガバナンス体制 5
- (4) 当行の機関設計 6

2. 取締役会の構成・委員会の運営

- (1) 取締役会の構成 7
- (2) 取締役会の位置づけ 8
- (3) 各委員会の体制および運営状況 9～10
- (4) 監査役会と監査委員会の比較 11
- (5) 社外取締役の略歴 12

3. 社外取締役の支援サポート態勢

- (1) 社外取締役の支援態勢 13
- (2) 社外取締役の活動状況 14～15

4. 社外取締役の果たす役割

- (1) 社外監査役・社外取締役を
引き受けた経緯 16
- (2) 社外監査役と社外取締役の差異 16
- (3) 社外取締役の果たすべき
コーポレート・ガバナンスの密度 17
- (4) 指名委員会・報酬委員会での
社外取締役の役割 18
- (5) 監査委員会室の雰囲気 18

1.機関設計（委員会設置会社の採用）

（1）委員会設置会社への移行

平成19年6月、監査役会設置会社から委員会設置会社へ移行
取締役8名の中に2名の社外取締役を選任

【移行前後の取締役等の構成員数】

	監査役会設置会社 （～平成19年6月まで）	委員会設置会社 （平成19年6月）	現在 （平成27年6月）
取締役 （うち社外）	8名 （0名）	8名 （2名）	8名 （2名）
監査役 （うち社外）	3名 （2名）	—	—
執行役 （取締役兼務）	—	10名 （4名）	11名 （5名）

- 取締役・監査役の総数は、平成13年のピーク時で19名（取締役15名・監査役4名）
- 委員会設置会社移行前にはピーク比△8名の11名（取締役8名・監査役3名）まで減少

(2) 移行目的

経営に対する監督機能の強化

- 職務の執行を「監督」する取締役と職務を「執行」する執行役を分離し、新たに社外取締役2名を選任。「監督」と「執行」を分離することで**ガバナンス体制の強化を図る**。

業務執行の決定権限の委譲

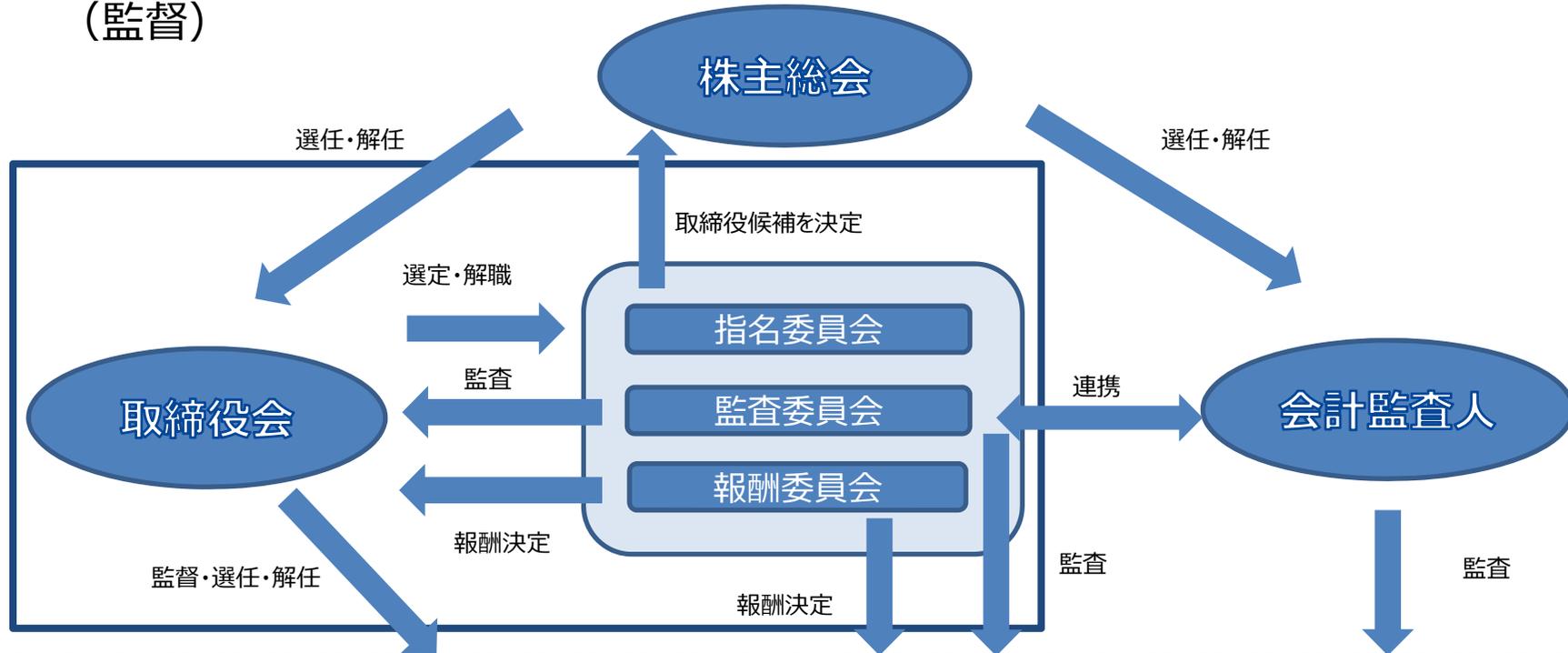
- 取締役会から執行役へ業務執行の権限を大幅に委譲。決裁権限を見直すことで**迅速な業務執行を可能とした**。

透明性の高い経営の実現

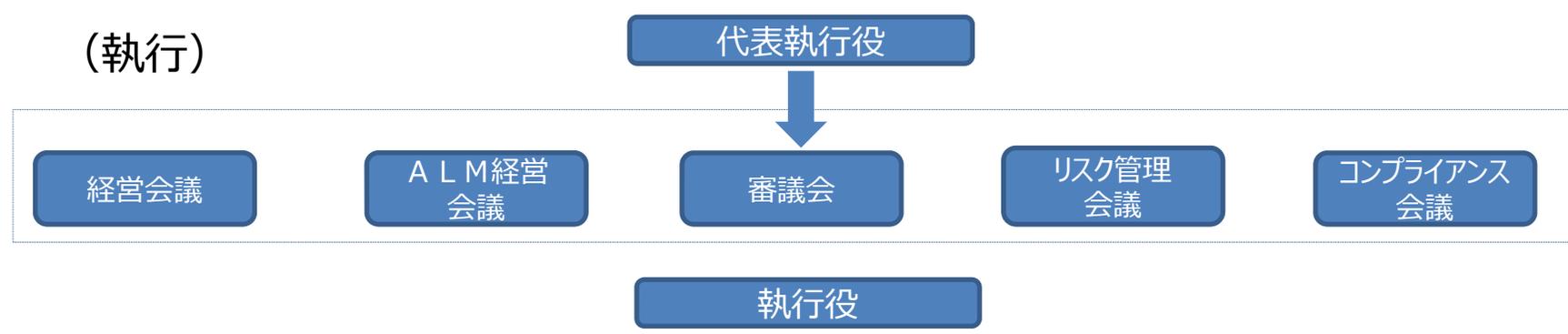
- 「指名委員会」、「監査委員会」、「報酬委員会」の構成メンバーの過半数を社外取締役とすることで、**透明性の高い経営を実現**。

(3) コーポレート・ガバナンス体制

(監督)



(執行)



(4) 当行の機関設計

株主総会	<p>株主総会は最高の意思決定機関（定款自治）</p> <p>【主な機能】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 取締役の選任・解任■ 剰余金（配当）の決定
取締役会	<p>取締役会は主に監督機関。法令・定款上、取締役会への付議事項は経営の基本方針や重要事項に特定されており、業務の執行は執行役へ権限委譲。取締役の任期は1年で代表取締役、常務取締役等の概念はなく、取締役は全員並列。</p> <p>【主な機能】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 経営の基本方針の決定■ 取締役・執行役の監督■ 委員会の委員の選定・解職■ 執行役の選任・解任
委員会	<p>指名委員会、監査委員会、報酬委員会を組成。各委員会は3名の取締役で構成され、そのうち2名は社外取締役。</p> <p>【主な機能】</p> <p>P 10に記載</p>
執行役	<p>取締役会が選任・解任を行い、取締役会から委任された業務の執行を行う。任期は1年。代表執行役、役付執行役を置くことができ、代表執行役が会社を代表する。</p>

2.取締役会の構成・委員会の運営

(1) 取締役会の構成

平成27年6月末現在

取締役会

社内取締役（6名）

宮脇 雅俊	森 拓二郎	小川 洋
森 甲成	福富 卓	中島 博明

社外取締役（2名）

南條 宏	齋藤 寛
------	------

執行役（11名）

※表示は取締役兼務

宮脇 雅俊 ※ (代表執行役会長)	森 拓二郎 ※ (代表執行役頭取)	小川 洋 ※ (常務執行役)	森 甲成 ※ (常務執行役)
福富 卓 ※ (常務執行役)	松本 由昭 (常務執行役)	山下 公一 (執行役監査部長)	鷺崎 哲也 (執行役総合企画部長)
松本 隆行 (執行役本店営業部長)	古賀 淳二 (執行役福岡支店長)	黒田 義敬 (執行役諫早支店長)	

(2) 取締役会の位置づけ

取締役会の位置づけ	<ul style="list-style-type: none">■ 法令および定款に定める事項のほか、重要な業務執行を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。■ 法令および定款に定める事項を除き、業務執行の決定を執行役に委譲することができる。 (監督機能の強化、業務執行の迅速化を踏まえ、法令および定款で定められている事項を除き、基本的には執行役に権限委譲する)
取締役会の運営	<ul style="list-style-type: none">■ 執行役の職務の執行状況を報告。■ 取締役会付議事項については社外取締役に対し事前に説明。■ 執行役は取締役会へ原則出席。

(3) 各委員会の体制および運営状況

指名委員会

- 森 拓二郎（委員長・社内取締役）
- 南條 宏（委員・社外取締役）
- 齋藤 寛（委員・社外取締役）

監査委員会

- 中島 博明（委員長・社内取締役）
- 南條 宏（委員・社外取締役）
- 齋藤 寛（委員・社外取締役）

報酬委員会

- 宮脇 雅俊（委員長・社内取締役）
- 南條 宏（委員・社外取締役）
- 齋藤 寛（委員・社外取締役）

(3) 各委員会の体制および運営状況

	運営状況	役割
指名委員会	随時開催 (年3回程度開催)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定
監査委員会	原則、月1回開催 (臨時を含め年15回程度開催)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役および執行役の職務執行を監査 ■ 監査報告書の作成 ■ 株主総会に提出する会計監査人の選任および解任、ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定
報酬委員会	随時開催 (年3回程度開催)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定

(4) 監査役会と監査委員会の比較

	監査役会	監査委員会
役割	取締役の職務執行の監査	執行役、取締役の職務執行の監査
取締役会の議決権	議決権なし	議決権あり
調査権限等	独任制	委員会の合議制
員数（うち社外）	3人以上（半数以上）	3人以上（過半数） 執行役との兼務は不可
常勤の有無	1人以上の常勤監査役が必要	規定なし
選任・解任	株主総会	取締役会で取締役の中から選定
任期	4年	1年
構成員	監査役	取締役

(5) 社外取締役の略歴

南條 宏

- 平成10年 6月 三菱重工業株式会社取締役経理部長
- 平成11年 6月 同社代表取締役常務（経理担当）
平成12年6月から平成14年6月まで三菱自動車株式会社社外監査役を兼務
- 平成14年 6月 三菱重工業株式会社特別顧問
- 平成16年 6月 株式会社十八銀行社外監査役
- 平成19年 6月 株式会社十八銀行社外取締役（指名・監査・報酬委員）

齋藤 寛

- 平成10年10月 長崎大学医学部長
- 平成14年10月 長崎大学学長
- 平成16年 4月 国立大学法人長崎大学学長
- 平成20年10月 国立大学法人長崎大学学長を退任
- 平成21年 6月 株式会社十八銀行社外取締役（指名・監査・報酬委員）

3.社外取締役の支援サポート態勢

(1) 社外取締役の支援態勢

- 重要な会議等の資料提供、および常勤監査委員からの説明。
- 監査委員会室を設置し、監査委員会の職務を補助する使用人を配置。
- 会計監査人、内部監査部門等との定期的な意見交換を実施。

(2) 社外取締役の活動状況

出勤状況

- 基本的に週1回出社し、常勤監査委員からの情報収集、資料の閲覧、および意見交換のほか、会議・報告会に出席。
このため、取締役会への付議事項については、事前に資料を閲覧し、必要な説明を受ける態勢となっている。

経営会議等の資料閲覧および意見交換会の実施

- 経営会議、幹部会、A L M経営会議、審議会の資料等を閲覧。
- 常勤監査委員から重要事項について説明を受け、意見交換を実施。

重要会議への出席

- 監査委員会、取締役会、コンプライアンス会議等へ出席。

内部監査部門等との連携

- 内部監査結果の報告（毎月）
- 顧客保護等管理部会（苦情・C S）の報告（四半期）

(2) 社外取締役の活動状況

会計監査人との連携

- 会計監査人から監査計画・結果等の報告（年6回）

頭取との意見交換会

- 頭取との意見交換会を実施（年2回）

本部部長等のヒアリング

- 本部部長のヒアリング（年2回）
- 関連会社代表者のヒアリング（年1回）

営業店往査

- 常勤監査委員の営業店往査に同行

4. 社外取締役の果たす役割

- 「幅広い経験」と「高い見識」のもと、客観的な立場から経営陣に対して意見し、当行の経営に反映させる。
- 「指名委員会」「監査委員会」「報酬委員会」の構成メンバーとして当行と利害関係のない見地から、客観的かつ公正な意見の表明および助言を行う。

(1) 社外監査役・社外取締役を引き受けた経緯

- ・何でも見てください、何でも聞いてください、何を発言されても結構です。

(2) 社外監査役と社外取締役の差異

- ・企業業績に対する責任感

(3) 社外取締役の果たすべきコーポレート・ガバナンスの密度

■ 最近言われている社外取締役の役割

- ・企業価値を高めるための努力……社内と異なった視点で問題提起。
- ・トップに適性がないと判断した場合は辞めさせる。

■ 最近の不適切会計問題で感じること

- ・監査委員も監査法人も責任を問われると言われている……コーポレートガバナンスのためのシステムを整えても、それが活かされていない。
- ・社外取締役が独立取締役で過半数を占めていれば防げたかは疑問。

■ 社外取締役の構成

- ・独立性と共に、1人は財務関連に十分な知見を有する人が望ましい。
……番頭さん（暖簾を守る人）が重要で、十分なサポートが必要。

■ 業務執行への密着度を上げるため、週1回出勤することの重要性

- ・経営会議、監査部の監査報告、苦情処理等報告、年2回の各部業務ヒアリング、業務計画とフォロー結果等、業務執行の問題点を中心に議論。
- ・議論の結果は監査委員会報告として、取締役会に報告。
所見事項はトップとの意見交換で指摘。

(4) 指名委員会・報酬委員会での社外取締役の役割

(5) 監査委員会室の雰囲気

- ・侃々諤々の議論、週1回の出勤が楽しみ。